

函館市学校薬剤師設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第2項の規定に基づき、函館市立学校および幼稚園（以下「学校等」という。）に置く学校薬剤師（以下「学校薬剤師」という。）の委嘱、配置基準、報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 学校薬剤師の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職の職員とする。

(委嘱および任期)

第3条 学校薬剤師は、函館学校薬剤師会の推薦を受けた者のうちから、函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 学校薬剤師の任期は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、学校薬剤師が任期途中で欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 学校薬剤師は、再任することができる。

(職務)

第4条 学校薬剤師の職務は、別添1「学校薬剤師職務」のとおりとする。

(服務)

第5条 学校薬剤師は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令および業務上の命令に従うこと。
- (2) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。

(報酬)

第6条 学校薬剤師の報酬については、別に定めるところによる。

(配置基準)

第7条 学校薬剤師は、1校または1園につき1名を配置する。

2 学校薬剤師は、複数の学校等の学校薬剤師を兼務することができるものとする。

(災害補償)

第8条 学校薬剤師の公務上の災害に対する補償は、函館市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年函館市条例第30号）の定めるところによる。

(法的責任)

第9条 学校薬剤師が、第4条に掲げる職務を行うについて、故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときは、函館市がこれを賠償する責に任じる。

2 前項の場合において、学校薬剤師に故意または重大な過失があったときは、函館市は、

その学校薬剤師に対して求償権を有する。

(解嘱)

第10条 教育委員会は、学校薬剤師が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該学校薬剤師が配置されている学校等の校長または園長および学校薬剤師会長の意見を徴したうえで解嘱することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合

(2) 勤務成績が良くない場合

(3) 第5条の規定に違反した場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、学校薬剤師としての適格性を欠く場合

2 教育委員会は、学校薬剤師が自己の都合により辞職を申し出た場合（前項第1号に規定する場合を除く。）、解嘱することができる。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から適用する。

(別添1)

学 校 薬 剤 師 職 務

- 1 学校薬剤師の職務は次に掲げるとおりとする。
 - (1) 学校保健計画および学校安全計画の立案に参加すること。
 - (2) 学校の環境衛生検査に従事すること。
 - (3) 学校の環境衛生の維持および改善に関し、必要な指導および助言を行うこと。
(教室等の環境(換気, 保温, 採光, 照明, 騒音等), 飲料水等の水質および施設・設備, 学校の清潔衛生管理, 水泳プール環境等。学校から学校給食施設の維持および改善に関し要請があった場合にも同様に行うこと。)
 - (4) 園児, 児童または生徒の健康相談に従事すること。
 - (5) 園児, 児童または生徒の保健指導に従事すること。
 - (6) 学校において使用する医薬品, 毒物, 劇物ならびに保健管理に必要な用具および材料の管理に関し必要な指導および助言を行い, およびこれらのものについて必要に応じ試験, 検査または鑑定を行うこと。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか, 必要に応じ, 学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術および指導に従事すること。
- 2 学校薬剤師は, 前項の職務に従事したときは, その状況の概要を別記様式の執務記録簿に記入して, 校長に提出すること。

(別記様式)

学校医・学校歯科医・学校薬剤師執務記録簿

<学校名 >

校長	教頭	保健主事	養護教諭

学校医 学校歯科医氏名 学校薬剤師		執務 年・月・日	年 月 日		
		執務 時 間	自 至	時 時	分 分

執 務 内 容	適 要
1 健 康 診 断	
2 健 康 相 談	
3 予 防 措 置	
4 保 健 指 導	
5 環 境 衛 生 指 導	
6 各 種 検 査	
7 校 内 消 毒 及 び 鼠 族 昆 虫 駆 除 指 導	
8 薬 品 ・ 保 健 用 器 具 器 材 の 管 理 指 導	
9 学 校 給 食 用 食 品 及 び 器 具 の 衛 生 指 導	
10 会 議	
11 学 校 職 員 の 健 康 相 談 等	
12 学 校 職 場 の 巡 視	
その他 _____ _____ _____	<健診受診人数> 児童 人・生徒 人 <従事者> 医 師 人 薬 剤 師 人 看 護 師 ・ 歯 科 衛 生 士 等 人 そ の 他 人

記入方法: 執務内容に○印をつけ, それに対しての所見, 指導助言等を記入する。